

入湯税収による観光客や住民への行政サービスについて

About Administrative Services to Tourists and Residents by Bathing Tax Revenue

塚本 正文

Masafumi TSUKAMOTO

Key words: 入湯税, 観光税, 観光振興, 消防施設, 温泉

はじめに

我が国における入湯税の全市町村の総税収額は、総務省(2020a)によると約 225 億円となる。同税は地方税法に記載された法定税であるが、全市町村といっても徴収を実施しているのは 974 団体であるから、平均すると約 2,310 万円ということになる。多くの市町村では市町村民税収と固定資産税収が基幹税となっているため、税収額の比較的少ない入湯税収が地方公共サービスを支えるための収入として注目や議論されることがあまりなかった。しかし、住民数や財政力指数などからみた比較的財政規模が小さく、にもかかわらず人気観光地を抱える市町村にとっては、住民からの地方税収だけで観光客のために鉱泉施設の維持や観光整備・維持をすることが困難であることから、貴重な財源になっている。その裏付けとして、入湯税収の用途のうち約半数が観光振興にあてられている。

これまで、入湯税の用途について迫った研究として梅川・吉澤・福永(2015)があり、主に超過課税について目的、用途、観光客の理解、不均一課税の4点に着目し新たな財源として活用するポイントを整理している。この中で、基金方式にすることは用途の明確化へ繋がるという指摘があったことから、本研究を進めるにあたり基金方式と用途の周知が繋がるという着想を得た。

横関(2018)では、入湯税も含めた入湯者の支払い額である負担と温泉入浴による受益の関係について、アンケートをもとに明らかにしている。その中で入浴利用者にとって、浴場外の広く観光地への投資効果はわかりにくいいため、事業内容の解説が求められるとの指摘がある。この研究結果

から、さらに入湯税部分に焦点を当てることで、温泉の入湯客に負担を求めている入湯税は、その負担に対する受益がどこにあるのか考えるきっかけになった。

入湯税は、あらかじめ決められた用途のみに税収を充当できる目的税である。入湯税は住民のみならず観光客も含む入湯客より徴収する観光税的性格を持つため、その市町村で何に税収が使われているのか納税者に周知されているのかという点にも留意をしつつ、同税についてささやかな疑問を解明したい。それは、入湯税収の用途として予め決められた項目のうち、環境衛生や消防施設事業への充当率が高い市町村とは、どのような特性があるのかという疑問である。考えてみると、消防施設や環境衛生施設とは、住民向けサービスと観光客向けサービスを分け難い項目である。観光客が増えたなら、すみやかに入湯税収のから同項目への投入を増やさないと、住民にとっても観光客にとってもサービス低下に繋がってしまうだろう。そこで本研究では、観光客数の多い市町村ほど入湯税収を消防施設や環境衛生施設に充当していること明らかにし、入湯税はこれまでよく知られてきた観光振興事業による観光促進の投資的な役割だけでなく、観光客増加を原因とした消防施設や環境衛生施設がもたらす住民へのサービス低下防止の財源となっていることを明らかにしたい。

1. 入湯税の用途と周知活動

市町村が入湯税を徴収する際、地方税法 701 条第 2 項ないし第 3 項に規定されている通り、「入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準」とし、温泉

を提供する浴場が特別徴収義務者となり「特別徴収の方法」により徴収されている。多くの市町村では、標準と決められた150円を入湯税の税率と定め課税しているが、一部市町村で最も高い税率の500円、最も低い税率の20円を設定するなど課税自主権を行使していることが確認できる。さらに、日帰り入浴客や自炊者、修学旅行学生に対して軽減するなどの措置を行う市町村もあり、不均一課税の採用もあり様々である。このことから、全国の市町村で同じ入湯税という名称でありながらも、税率や不均一課税の採用状況が違いうために、紛らわしいという認識を与えないよう、納税者（入浴客）に課税ルールをしっかりと周知する必要がある。総務省(2020a)の調査によれば、入湯税の概要について周知していると回答した市町村は670団体、周知していないと回答した市町村は319団体であった。約1/3の団体は周知していないことになるが、入湯税の徴収は浴場の宿泊料や利用料支払い時に一緒に徴収されるため、相対的に僅かな額に見えて疑問に思う納税者が少ないと考えられる。

入湯税は、あらかじめ決められた用途のみに税収を充当できる目的税である。その用途とは地方税法701条に定めてあるとおり、「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）」である。このように徴収した税収が、どのような事業の財源として組み入れられ、納税者に還元されているのか周知する必要があるだろう。そこで総務省(2020a)の調査を参考にと、入湯税の用途について周知していると回答した市町村は638団体、周知していないと回答した市町村は351団体となり、65.5%の市町村が周知をしている。うち513市町村はホームページを使い周知しているという。ホームページ以外で周知している125市町村は、施設内のポスターや観光パンフレットへの掲載といった住民以外の入湯税納税者にも見える形で周知しているところもあるが、44市町村では、予算決算書の閲覧、庁舎内の住民情報コーナーで掲示、回覧板で周知といった、住民以外の納税者にとって不便な周知方法をとる市町村も存在する。地方税は、住民が負担し住民に還元されるものが多いが、入湯税は住民以外も負担する観光税的要素があることに留意する必要がある。不便な周知方法をとる市町村は、市町村営の住民向け入浴施設だけ存在するとは限らないため、そうであれば住民以外の納税者にも用途が周知できるように考慮すべきである。

さて、入湯税の用途について総務省から各市町村に環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消

防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）として具体的にどのような施設が含まれるのか例示しているものをまとめたものが表1-1である。

表1-1. 入湯税の用途の例示と実際

種類	例示	実際の事業名 ()内は入湯税収 充当率
環境衛生施設	ア、一般廃棄物処理施設 イ、水洗式便所のための共同浄化槽 ウ、多数の利用者の集合する観光地の公衆便所、公衆ごみ容器 エ、ごみ焼却炉 オ、レクリエーションの場での蚊・はえ駆除用具 カ、簡易水道及び上水道 キ、下水道の終末処理施設 ク、排水のための溝きよ ケ、し尿等運搬の機械化用具	清掃第1プラン ト施設維持管理 事業(57.5%)、 清掃第1プラン ト運転管理事業 (57.5%)、最終 処分場施設維持 管理事業 (57.5%)など
鉱泉源の保護管理施設	ア、鉱泉源涵養及び鉱泉源汚染防止のための施設；砂防えん堤施設、治水施設、鉱泉井保護施設 イ、鉱泉集中管理のための施設；源泉揚湯施設、集湯施設、配湯施設、制御施設	箱根町では該当 事業なし
消防施設	1、消防施設 ア、消防用自動車 イ、消防艇 ウ、消防通報など装置類 エ、消防水利 オ、消防庁舎等（用地含） 2、消防活動に必要な施設 ア、消防用車両進入路 イ、消防用水利進入路	救急業務高度化 推進事業 (57.5%)、救助 業務推進事業 (57.5%)、湯本 分署建設事業 (3.5%)、消防水 利等整備事業 (57.5%)など
観光振興等	1、観光宣伝事業 ア、広報に関する費用 イ、催物に関する費用 ウ、振興奨励に関する費用 2、観光調査事業	国際観光プロモ ーション実施事 業(100%)、誘客 宣伝事業 (86.9%)、仙石

ア、観光資源の発掘調査	原すすき草原保
イ、その他観光に関する諸調査	存事業
3、観光施設	(85.1%)、LED街
ア、宿泊施設	灯整備事業
イ、入湯及び飲泉施設	(100.0%)、森の
ウ、温泉研究所および博物館	ふれあい館整備
エ、運動施設	事業(100.0%)、
オ、休憩所や展望台	やすらぎの森整
カ、橋梁、駐車場等交通施設	備事業(100.0%)
キ、温泉地計画の実施のための必要	など
な設備	

出典：市町村税務研究会編(2000)pp. 268-278、箱根町(2020a)、箱根町(2020b)を元に筆者作成

表の1-1の例示部分は、この税を所管する総務省や実際に徴収し税収を配分する各市町村担当者により参考にされている資料である¹。地方税法よりもかなり具体的な例示があり、全国の各市町村はこの4種類(観光施設と観光振興を分ければ5種類)に当てはまらない事業へ原則として税収を利用していない。表の1-1の実際の事業名をみると、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設、観光振興等の中に当てはまる事業を推進するため、入湯税収の一部を活用していることが確認できる。対象事業への入湯税収充当率について、各事業は入湯税だけで充足しているものもあれば、一般財源や交付金などと合わせて充足しているものも確認できる。全ての市町村を確認して掲載できないため、入湯税収額が日本で最も多い箱根町の対象事業の一部を、事業への充当率とともに掲載した。観光振興に関する事業は入湯税からの充当率は高い事業が多いが、住民も利用する環境衛生施設や消防施設に関する事業については、充当率が概ね57.5%に抑えられているという傾向があった。入湯税が観光税的性格を有するという前提にたつと、このような充当率の差はむしろ合理的な配分であると言える。

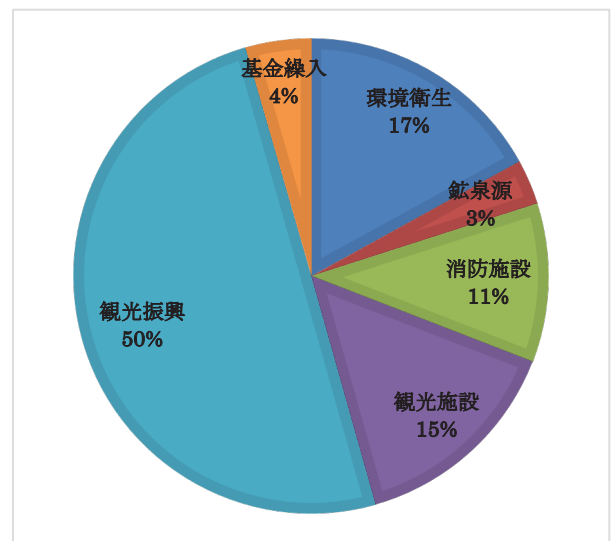
この章では入湯税の徴収とそれに伴う周知活動の実態、税収使途のルールと実態について確認した。周知の状況について各市町村の足並みはそろっておらず、とくに観光税的要素があり住民以外も負担する入湯税において、使途の周知なしや周知してもその方法としてふさわしくない市町村があった。入湯税収の充当できる事業については、細かい例示があり、多くの市町村でほぼ原則

どおりの対応が可能になっている。

2. 入湯税収の各事業充当率

税収を充当する事業について、総務省(2020a)を用いて2019年時点における974市町村の全体の状況をまとめると、図2-1が示す通り約半分が観光の振興に振り向けられ、次いで環境衛生17%、観光施設15%、消防施設11%、鉱泉源3%、基金繰入4%となっている。これをもって、入湯税はその税収の使途から、観光の振興に寄与していることがわかる。

図2-1. 全市町村を通じた入湯税の使途



出典：総務省(2020a)より筆者作成

ところが、この図2-1に描かれているのはあくまで全国平均であり、どこの市町村でも観光振興に関する事業へ入湯税収を一番大きく振り向けている訳ではない。総務省(2020a)をもとに調べてみると、税収のうち50%以上を観光振興に関する事業に充当している市町村は、およそ全体の半数にあたる489団体である。同様にそのほかの事業についても調べたところ、税収のうち50%以上を環境衛生に関する事業に充当している市町村は121団体、税収のうち50%以上を鉱泉源に関する事業に充当している市町村は28団体、税収のうち50%以上を消防施設に関する事業に充当している市町村は84団体、税収のうち50%以上を観光施設に関する事業に充当している市町村は129団体であった。このことから、使途が決まっている目的税とはいえ、地方税法の許す範囲内で、その使途

¹「事業所税および入湯税の使途状況等に関する調査」について、総務省で確認できる最古の資料として1998

年となるが、当時から表1-1のような例示や認識があったのかは調べがつかない。

は各市町村により一定程度の裁量があることがわかる。それでは、各市町村が前章にて確認した使途の範囲内で、必要な事業に税収を充当した結果、どのようになっているのか分析する。

総務省(2020a)ならびに総務省(2020b)を用いて、974市町村の入湯税収の各充当率と、連動する可能性のある指標である経常収支、実質公債費比率、入湯税充当対象事業への総充当率、入湯税収等との関係性を確かめたが有意のある動きをするものは見当たらなかった。ただし、財政力指数、人口、地方税収の3項目と、入湯税収の各充当率(環境衛生、鉱泉源、消防施設、観光施設、観光振興)の相関関係については、僅かではあるが確認された。ここで弱い正の相関を示したのは消防施設への充当率と財政力指数の関係(相関係数0.26)であり、それ以外の組み合わせでは全て相関係数0.2から-0.2の間で収まっている²。このことから消防施設への充当については、財政力指数または同指数に関連した指標と僅かな連動があるようである。この消防施設への充当については、次章でも引き続きとりあげることとする。

2-1. 独自の基金に税収全額を繰入する市町村

都道府県名	市町村名	入湯税収(千円)	使途の周知
香川県	土庄町	35,754	非公表
茨城県	石岡市	22,046	ホームページ
山形県	山辺町	21,343	施設内にチラシを掲示
山形県	中山町	19,062	ホームページ
北海道	南幌町	17,767	ホームページ
福岡県	八女市	16,103	ホームページ
兵庫県	丹波篠山市	15,415	非公表
和歌山県	有田川町	11,820	広報誌
東京都	あきる野市	11,313	非公表
岡山県	新見市	9,403	非公表
宮城県	亶理町	6,654	非公表
宮城県	南三陸町	4,922	広報誌
京都府	伊根町	3,329	非公表
群馬県	伊勢崎市	3,282	観光パンフレット
奈良県	平群町	2,396	非公表
徳島県	海陽町	2,323	ホームページ
山口県	阿武町	2,037	広報誌
愛媛県	久万高原町	764	非公表
香川県	三豊市	657	予算に関する説明書
島根県	海士町	539	広報誌
大阪府	河南町	333	ホームページ
大阪府	太子町	58	ホームページ
静岡県	藤枝市	52	パンフレット

出典:総務省(2020a)より筆者作成

総務省(2020a)の調査では環境衛生、鉱泉源、消防施設、観光施設、観光振興に関連した各市町村独自の基金があれば、その基金への繰入れも集計している。このような基金をもつ市町村は全部で68団体であるが、とりわけ入湯税収のうち100%を基金に繰入しているのは表2-1に示した23市町村である。右側には市町村が申告した使途の周知方法も列挙した。

表2-1で掲げた入湯税収全額を基金に繰入する市町村のうちもっとも税収の多い、香川県土庄町は小豆島温泉の町であるが、同町では入湯税について議会での口頭説明のみで、予算決算説明書でも明示しておらず、インターネットでその使途を公表していないため基金について調査をすることができなかった³。町役場にインタビューしたところ、入湯税は観光振興基金に組入れ、同基金から瀬戸内海タートル・フルマラソンへの負担金、どでカボチャ大会への負担金、温泉の運搬や啓発を行う温泉観光組合への補助金、瀬戸内国際芸術祭への負担金といった観光振興関連に使われていることがわかった。次に税収の多い茨城県石岡市の事例を取り上げると、石岡市観光施設整備等基金へ入湯税収を全て繰入れている。同市は総務省への申告通り、インターネットにて使途を明らかにしている。同基金とは、石岡市ふれあい交流施設の整備及び維持管理のための基金であり、具体的には市営やさど温泉 ゆりの郷とよばれる保健休養の場を供与している温泉施設の運営に使われている。つまり使途は基金を通じた観光施設への充足であった。3番目に税収の多い山形県山辺町では、町営山辺温泉保養センターを運営しているが、インターネットでその使途を公表せず、基本的に利用者に対して施設内にチラシで周知している。町役場に尋ねたところ、町営山辺温泉保養センターの保守管理経費に全額使われていることが確認できた。つまり使途は基金を通じた観光施設への充足であった。4番目に税収の多い山形県中山町では、ひまわり温泉ゆららを供与し、同町の入湯税収はひまわり温泉整備基金へ繰入れられているが、基金の詳細がインターネットでは公表されていない。同町の議会だよりや町役場へのインタビューによりひまわり温泉ゆららの整備や修繕に使われているという回答を得た。つまり使途は基金を通じた観光施設への充足であった。5番目に税収の多い北

² 各市町村の財政力指数と消防施設への税収充当の相関関係を裏付けるように、財政力指数の計算にあたり使われる住民数との間で相関係数0.18、同じく地方税収との間で相関係数0.16と弱く反応していることがわかっている。

³ 小豆島温泉は、その地理的な事情から香川県の土庄町と小豆島町に行政区分がまたがっている。土庄町は観光振興基金へ全額繰入だが、小豆島町では観光施設(37.5%)と観光振興(62.5%)に使われている。

海道南幌町では、町営南幌温泉ハート&ハートを供与しており、同町の入湯税収は南幌温泉ハート&ハート基金へ繰入れられているが、基金の詳細が公表されていない。町役場へのインタビューならびに予算書にて使途を確認したところ、基金の使途の詳細は非公表だが、町営南幌温泉の改修や、希望の申請をした町民へ一人3回分の無料入浴券の配布などを実施しているようだ。使途は基金を通じた観光施設への充足である。ただし町民への入浴券の配布は、観光振興よりも住民の健康増進や交流的要素が強い使途であるため、本来の目的外とも言えるが、実態として入湯客のほとんどが町民であるなどの事情があると思われる。第1章でその使途として市町村の環境衛生、鉱泉源、消防施設、観光施設、観光振興に関する事業である必要を確認したが、基金に充当した場合でもその使途は同じ制限をうけるはずである。表2-1に基づいて基金とその使途を追ってみることで得られた知見は、表2-1のとおり使途の詳細を非公表とする市町村もあり周知を通じた納税者からのチェック機能が弱く、実態としてあらかじめ決められた使用目的がどのくらい守られているのか不透明な部分があることである。

この章では、各市町村が入湯税の使途のルール内で、最適な事業への充当となるように設定しており、特定財源であるが自由度が高いことが明らかになった。問題点として、関連した基金への充当を通じて観光施設へ還元するなどの例もあるが、使途の周知が十分でない場合があり、使い道が適切であるか納税者によるチェック機能がうまく働いていない可能性があげられる。

3. 入湯税収による観光振興や消防サービス維持

入湯税収を充当する事業のうち、消防施設や環境衛生施設は、住民も利用し観光客も利用するため、住民への行政サービスとも観光客向けの行政サービスとも分け難い項目である。そうであるならば、まさに観光客の来訪が増えたなら、住民からの地方税収のみでなく、観光客からも徴税する入湯税収から消防施設や環境衛生施設へ資金投入すべきである。そうすることで、住民にとっても観光客にとっても、行政サービスの低下を免れることができる。そこで、各市町村の入湯税収の使途と観光入込客数の関係について調査をしたのだが、全市町村の観光入込客数のデータが揃わないため、ここだけ調査方法を都道府県単位に切り替えることにする。都道府県単位であれば統一基準での観光入込客数データが入手できる

ため、各市町村の入湯税収と使途を、包括する広域の地方公共団体（都道府県）にまとめることで表3-1のように表現した。なお、一部の県ではデータが揃っていない。

表3-1. 全国の入湯税収使途と観光入込客数

都道府県	入湯税収	環境衛生	鉱泉源	消防施設	観光施設	観光振興	観光地点での観光入込客数
01 北海道							—
02 青森県	179,979	28.49%	0.91%	13.41%	8.38%	48.82%	29,985
03 岩手県	473,047	21.64%	0.81%	17.11%	13.39%	47.05%	23,214
04 宮城県	489,158	0.47%	0.14%	16.10%	27.15%	53.77%	46,538
05 秋田県	486,831	12.33%	7.83%	2.68%	21.63%	50.97%	24,958
07 山形県	544,483	8.65%	6.15%	16.09%	22.26%	38.64%	40,310
07 福島県	739,499	31.54%	8.86%	7.89%	13.72%	35.01%	49,856
08 茨城県	363,198	32.60%	4.68%	5.32%	20.22%	30.36%	48,719
09 栃木県							—
10 群馬県	898,696	17.17%	1.36%	13.48%	21.32%	46.30%	55,626
11 埼玉県	50,350	9.53%	0.00%	32.06%	20.98%	37.43%	130,072
12 千葉県	373,376	15.44%	0.00%	28.29%	5.04%	42.41%	157,924
13 東京都							—
14 神奈川県	913,832	35.27%	0.00%	8.17%	11.43%	44.04%	161,857
15 新潟県	824,905	24.77%	0.51%	10.26%	21.63%	40.70%	57,415
16 富山県	285,085	22.54%	1.79%	14.43%	23.24%	38.01%	27,499
17 石川県							—
18 福井県	380,582	26.20%	7.35%	9.91%	9.32%	47.22%	31,596
19 山梨県	734,935	17.56%	0.00%	11.03%	21.17%	48.11%	48,889
20 長野県	1,273,132	14.77%	2.64%	6.67%	16.03%	53.49%	62,187
21 岐阜県	677,123	8.90%	2.03%	5.92%	7.71%	68.05%	71,554
22 静岡県							—
23 愛知県	294,540	14.03%	14.10%	10.13%	7.95%	52.46%	127,940
24 三重県							—
25 滋賀県	229,933	20.33%	1.05%	12.04%	5.71%	60.86%	49,280
26 京都府							—
27 大阪府							—
28 兵庫県							—
29 奈良県	57,119	29.79%	0.00%	1.65%	0.86%	47.81%	38,837
30 和歌山県							—
31 鳥取県							—
32 島根県							—
33 岡山県	179,444	8.46%	0.02%	17.05%	21.55%	38.01%	23,829
34 広島県	199,687	9.60%	0.00%	11.67%	4.43%	70.67%	35,852
35 山口県	219,777	3.08%	38.74%	8.22%	8.15%	39.87%	32,572
36 徳島県	44,076	1.97%	0.00%	0.23%	52.85%	39.68%	16,211
37 香川県	156,086	0.96%	0.00%	7.58%	25.47%	42.66%	30,447
38 愛媛県	175,614	39.77%	0.00%	20.14%	5.42%	34.23%	21,891
39 高知県							—
40 福岡県	278,336	3.44%	0.08%	35.19%	4.64%	43.71%	111,780
41 佐賀県	183,738	12.90%	7.02%	13.51%	9.95%	56.62%	23,674
42 長崎県	253,227	20.57%	11.30%	7.42%	12.62%	48.09%	34,205
43 熊本県	361,557	17.35%	0.02%	10.22%	7.06%	65.36%	42,077
44 大分県	752,582	11.43%	12.63%	4.20%	6.97%	42.87%	32,046
45 宮崎県							—
46 鹿児島県	280,136	16.41%	0.00%	14.91%	6.47%	54.63%	27,869
47 沖縄県							—

出典：総務省(2020a)、観光庁(2021)を元に筆者作成

表3-1では、都道府県ごとに市町村の入湯税収を合計のうえ各市町村の使途の内訳も都道府県ごとに集計し、右側に県内観光地点へ訪れた観光入込客数を記入した⁴。分析に用いた表はこれよりさらに詳細とし、観光入込客数をその観光資源の特性によりわけ、海や山などの自然、史跡や神社・仏閣などの歴史・文化、温泉施設やヘルスツーリズムなどの温泉・健康、ゴルフやハイキングなどのスポーツ・レクリエーション、買い物を楽しむ商業施設や食を楽しむグルメスポットなどの都市型観光、その

⁴ 執筆時点で未集計の都道府県は数値未記入とした。

ほか道の駅など上記に分類できないものに分けている。

当然ではあるが、入湯税収が高い市町村が集まる都道府県と温泉・健康の観光資源（地点）で計測された観光入込客数には、強い相関（相関係数 0.76）が見られる。

入湯税収の使途として環境衛生への投入量と観光入込客数の関係（相関係数 0.03）、入湯税収の使途として観光振興への投入量と観光入込客数の関係（相関係数 -0.05）、入湯税収の使途として鉱泉源への投入量と観光入込客数の関係（相関係数 -0.11）にはほとんど相関関係が認められないが、入湯税収の使途として観光施設への投入量と観光入込客数には弱い負の相関（相関係数 -0.22）がある。そして、入湯税収の使途として消防施設への投入量と観光入込客数には正の相関（相関係数 0.45）が確認された。とくに、消防施設へ充当と都市型観光の観光地点で計測された観光入込客数には強い正の相関（相関係数 0.70）が見られることから、密集・高層化する建物（宿や商業施設）へ対応するためのはしご付消防ポンプ自動車、高発泡車、救急自動車の準備、消防水利や消防庁舎の整備、消防活動に必要な車両進入路の整備が行われ、住民ならびに観光客の火災や事故・怪我などから安全を確保するように努めている事が分かる。

観光客数が多い市町村が集まる都道府県を調査することで、環境衛生施設については明確にならなかったものの、観光客が多いほど住民サービスが低下しがちな消防施設へ入湯税収を充当する傾向が確認された。この研究により、入湯税はこれまでよく知られてきた観光振興事業による観光促進の投資的な役割は大きいといえるが、新たな知見として観光客が増加するほど特に消防サービスの高度化や利用回数増に備え、観光客数に見合った消防施設や救急・消防活動に必要な施設の充実に寄与しており、住民への消防サービスを低下させることなく観光客の安全確保にも貢献していることも明らかになった。一方で、目的税である入湯税の使途について一部では納税者に適切に周知ができていないことが問題点としてあげられる。地方税ではあるが、入湯税は観光税的な要素もあり納税者は住民だけに限らないため、周知をするさいに、住民・観光客の双方に配慮することも検討すべきである。

おわりに

本論文では入湯税収による観光客や住民に対する行政サービスについて、観光振興だけでなく消防サービスにも着目すべきであることを明らかにした。一方で、入湯税の使途周知について課題があることを確認したが、詳細

な調査にまで至らなかった。また、本研究実施時期では新型コロナウイルスにより現地でのヒアリングができない社会情勢もあり、電話やネットによる調査頼りで各市町村の資料も不十分となった。とくに一部において市町村単位での調査がすすめられなかったため、都道府県単位に市町村情報をまとめているために、正確な把握ができなかった。今後はより正確な調査のため、各市町村へのヒアリングを充実させ、より詳細な調査を進めていきたい。

参考文献一覧

- 石岡市(2019)「石岡市ふれあい交流施設やさ温泉ゆりの郷条例」(https://www1.g-reiki.net/isioka.city/reiki_honbun/r310RG0000788.html?id=j14 2021年7月14日閲覧).
- 梅川智也, 吉澤清良, 福永香織(2015)「温泉地における安定的なまちづくり財源に関する研究 入湯税を中心として」『観光研究』27巻1号, pp. 91-100.
- 観光庁(2021)「共通基準による観光入込客統計」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryoutoukuei/irikomi.html> 2021年7月29日閲覧).
- 市町村税務研究会編(2000)『市町村諸税逐条解説』財団法人 地方財務協会.
- 総務省(2020a)「事業所税および入湯税の使途状況等に関する調査」.
- 総務省(2020b)「令和元年度 市町村別決算状況調」(https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/r01_shichouson.html 2021年7月29日閲覧).
- 中山町(2020)「なかやま議会だより No. 15」(<https://www.town.nakayama.yamagata.jp/uploaded/attachment/4391.pdf> 2021年7月14日閲覧).
- 南幌町(2021)「令和3年度 南幌町予算資料」(<https://www.town.nanporo.hokkaido.jp/files/2021/07/令和3年度予算資料.pdf> 2021年7月29日閲覧).
- 箱根町(2020a)「令和元年度 決算概要」.
- 箱根町(2020b)「令和元年度決算 入湯税の使途状況」.
- 横関隆登(2018)「浴場利用者による温泉地に対する受益と負担の認識の特徴—由布院温泉浴場利用者を対象とした試行的アンケート調査を基に—」『観光研究』29巻2号, pp. 63-74.